

○環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置

(平成十五年三月三十一日)

(環境省告示第三十九号)

改正	平成一五年	九月	八日	環境省告示第九五号	
	同	一六年	三月三十一日	同	第二一号
	同	一六年	八月二七日	同	第五一号
	同	一八年	三月二八日	同	第七八号
	同	二五年	一月二九日	同	第五号
	令和	四年	八月二五日	同	第六二号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第十六号の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置

- 1 地方公共団体(構造改革特別区域法(以下「法」という。)第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。)が、次に掲げる廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。))について廃棄物処理法及び同法に基づく命令(告示を含む。))による規制を上回る規制(当該地方公共団体の区域外からの廃棄物の流入に係る規制のうち当該地方公共団体に届け出をを求めるもの以外のもの及び廃棄物処理施設(廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)の設置等に係る規制のうち関係者の同意を得ることを求めるものに限る。)を自ら行っていない場合(廃棄物の流入に係るものについては、当該地方公共団体の区域から排出される廃棄物のみの再生利用を行う場合は、この限りでない。)であって、その設定する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。)において、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業(法第二条第三項に規定する規制の特例措置であって、廃棄物処理法第九条の八又は第十五条の四の二の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用に係る特例の対象となる廃棄物の範囲を拡大するものをいう。)を実施することについて、次に掲げる廃棄物の再生利用を促進することが特に

必要があると認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、環境大臣が定める一般廃棄物(平成九年十二月厚生省告示第二百五十八号)又は再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成九年十二月厚生省告示第二百五十九号)に規定する廃棄物のほか、次に掲げる廃棄物について廃棄物処理法第九条の八又は第十五条の四の二の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用に係る特例の対象とすることができる。

- 一 FRP(ガラス繊維を熱硬化性樹脂を用いて積層することにより成型したものをいう。)を使用した廃船の破碎に伴って生じたもの(以下「廃FRP船破碎物」という。)
- 二 廃木材(廃棄物となった木材で、容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じたものに限る。以下同じ。)

2 前項各号に掲げる廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第六条の三第十号及び第六条の四第十一号並びに第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 廃FRP船破碎物

イ 廃棄物処理法施行規則第六条の三第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 廃FRP船破碎物に含まれる珪素^{けい}をセメントの原材料として使用するものであること。

(2) 廃棄物処理法施行規則第六条の三第二号に規定する再生品(以下「再生品」という。)であるセメントが、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

ロ 廃棄物処理法施行規則第六条の四第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであることとする。

二 廃木材

イ 廃棄物処理法施行規則第六条の三第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものであること

とする。

- (1) 廃木材を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであること。
- (2) 再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。

ロ 廃棄物処理法施行規則第六条の四第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであることとする。

改正文（平成一五年九月八日環境省告示第九五号）

平成十五年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月三十一日環境省告示第二一号）

平成十六年四月一日から適用する。

改正文（平成一六年八月二七日環境省告示第五一号）

平成十六年十月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月二八日環境省告示第七八号）

公布の日から適用する。

改正文（平成二五年一月二九日環境省告示第五号）

公布の日から適用する。

改正文（令和四年八月二五日環境省告示第六二号）

構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年八月三十一日）から施行する。